

防教訓第4715号
6 1 . 9 . 5

改正 平成9年7月1日防運訓 第3586号
平成13年1月31日防運訓 第750号
平成18年3月27日防運訓 第2480号
平成18年7月31日防運訓 第7400号
平成19年1月9日防運訓 第198号
平成21年7月31日防運事 第9244号
平成27年10月1日防官文(事) 第18号
令和5年6月28日防防訓(事) 第209号

大臣官房長
運用企画局長
経理装備局長
防衛参事官(総合取得改革担当) 殿
技 術 監
各 幕 僚 長

事 務 次 官

自衛隊航空関係事故防止対策委員会の設置について(通達)

標記について、別紙のとおり設置するので、所要の措置をとられたい。

添付書類：別紙

写送付先：防衛政策局長
人事教育局長
防衛参事官(国際担当)
防衛参事官(IT・防衛施設等担当)
衛生監
防衛大学校長
防衛装備庁長官
装備本部長

自衛隊航空関係事故防止対策委員会設置要綱

(目的)

第1 最近における航空関係事故の続発に鑑み、防衛大臣の命を受けこれらの事故原因の調査を総括するとともに航空安全対策を再点検し今後の航空事故防止対策の確立を期するため、防衛省に自衛隊航空関係事故防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は事務次官を、委員は大臣官房長、防衛政策局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛装備庁長官、防衛装備庁防衛技監その他委員長の指名する者をもって充てる。

3 委員会の下に、陸上部会、海上部会及び航空部会を置く。

(1) 陸上部会の構成は、次のとおりとする。

ア 部会の長 防衛政策局長

イ 部会の委員 防衛政策局運用政策課長、防衛政策局運用基盤課長及び防衛政策局運用調整参事官並びに陸上幕僚監部の運用支援・訓練部長、装備計画部長及び監察官並びに防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）並びにその他部会の長の指名する者

(2) 海上部会の構成は、次のとおりとする。

ア 部会の長 防衛政策局長

イ 部会の委員 防衛政策局運用政策課長、防衛政策局運用基盤課長及び防衛政策局運用調整参事官並びに海上幕僚監部の防衛部長、装備計画部長及び監察官並びに防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）並びにその他部会の長の指名する者

(3) 航空部会の構成は、次のとおりとする。

ア 部会の長 防衛政策局長

イ 部会の委員 防衛政策局運用政策課長、防衛政策局運用基盤課長及び防衛政策局運用調整参事官並びに航空幕僚監部の運用支援・情報部長、装備計画部長及び監理監察官並びに防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）並びにその他部会の長の指名する者

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 部会の長は、部会を招集し、会議を主宰する。

3 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は関係部局に対し資料の提出を求めることができる。

(報告)

第4 委員長は、審議結果を取りまとめ、防衛大臣に報告するものとする。

(事務の整理等)

第5 防衛政策局長は、委員会の事務を総括整理するものとし、委員会及び部会の庶務は、防衛政策局運用調整参事官で行うものとする。

(施行期日)

この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。